認知症対応型通所介護重要事項説明書

〈令和7年6月19日現在〉

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-565-2881 (営業日の8:00~18:00)

担当 伊藤 洋子、宮本 知代

2. 川俣ホームデイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| 名称 | 社会福祉法人信達福祉会 川俣ホームデイサービスセンター |
|---------------|-----------------------------|
| 所 在 地 | 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2-1 |
| 介護保険指定番号 | 認知症対応型通所介護 (0772000790号) |
| サービスの種類 | Ⅱ型 認知症対応型通所介護 |
| サービスを提供する対象地域 | 川俣町 |

(2) 事業の目的

社会福祉法人信達福祉会が開設する川俣ホームデイサービスセンターが行う認知症対応型通所介護 の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者 に対し、適正な認知症対応型通所介護を提供することを目的とします。

(3) 同センターの職員体制(主たる職員)

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|-------------|----|-----|-----------|
| 管理者 | 1 | | 管理業務 |
| 生活相談員兼務介護職員 | 6 | | 生活相談 介護 |
| 看護職員 | | 2 | 健康管理 機能訓練 |
| 介護職員 | 4 | 1 | 介護 |
| 栄養士 | 2 | | 栄養管理 |
| 事務職員 | 2 | | 事務 |

| 資 格 | 資格者 |
|---------|-----|
| 社会福祉士 | 1 |
| 社会福祉主事 | 3 |
| 介護福祉士 | 8 |
| 准看護師 | 2 |
| 管理栄養士 | 1 |
| 栄養士 | 1 |
| 介護支援専門員 | 3 |

※有資格者は重複あり

(4) 同センターの設備の概要

| 利用定員 | 12 名 | 食堂兼機能訓練室 | 50. 40 m ² | 送迎車両 | 4 台 |
|------|-----------|-------------|-----------------------|------|-----|
| 休憩室 | 21. 35 m² | 浴室(普通•特殊浴槽) | 72. 12 m² | | |

(5) 営業日等

| 営業日 | 月曜日~土曜日 |
|-----|---------------|
| 定休日 | 日曜日・12/30~1/3 |

3. サービス提供時間及び内容

| 提 | 供時間 | 9 時 15 分~16 時 15 分 | | |
|---------|---|---------------------------------------|--|--|
| 送 | 迎 | 利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います | | |
| <u></u> | # | 管理栄養士が管理する献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティ | | |
| 食 | 尹 | ーに富んだ食事を提供します(食事時間 12:00~13:00) | | |
| 入 | 浴 | 利用者の身体状況にあわせて入浴する事ができます | | |
| 排 | 泄 | 利用者の状況に応じて排泄介助を行います | | |
| 生 | 活相談 | 利用者および家族からの相談について、誠意を持って応じます | | |
| 機 | 機能訓練 利用者の日常生活・レクリエーション・行事等を通して機能訓練を行います | | | |

4. 利用料金

(1) デイサービス利用料一部負担金ならびに本人負担分

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用料は、保険者の定める負担割合に応じて異なります。【介護保険負担割合証をご提示ください】ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

①認知症対応型通所介護費(1回あたり)

| | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 自己負担1割 | 894 円 | 989 円 | 1,086 円 | 1,183円 | 1,278 円 |
| 自己負担2割 | 1,788円 | 1,978円 | 2,172円 | 2,366 円 | 2,556 円 |
| 自己負担3割 | 2,682 円 | 2,967 円 | 3, 258 円 | 3,549 円 | 3,834 円 |

②算定加算 【厚生労働大臣が定めるそれぞれの基準を満たしている場合に算定します】

| | 自己負担1割 | 自己負担2割 | 自己負担3割 |
|----------------|----------------------|--|---------|
| サービュ担併休制改化加管 I | 22 円/回 | 44 円/回 | 66 円/回 |
| サービス提供体制強化加算 I | ※区分支給限度基準額に含まれないサービス | | |
| 入浴介助加算 I | 40 円/回 | 80 円/回 | 120 円/回 |
| 科学的介護推進加算 | 40 円/月 | 80 円/月 | 120 円/月 |
| 介護職員等処遇改善加算I | | 18.1%/月 に含まれないサービス 単位数の18.1%に相当 [*] | する額 |

③必要に応じて算定する加算

| 入浴介助加算Ⅱ | 55 円/回 | | | | |
|----------------|------------------------|--|--|--|--|
| 個別機能訓練加算 I | 27 円/回 | | | | |
| ADL維持等加算 | (I) 30 円/月 (II) 60 円/月 | | | | |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | (I)20円/回 (II)5円/回 | | | | |

④本人負担分

・昼食費・おやつ費 700 円

| リハ | ビリ | パン | ノツ | (M) 80円(L) 90円 | フラット式 | 20 円 |
|----|----|----|----|------------------|--------|------|
| 紙 | オ | 4 | ツ | (M) 110円(L) 120円 | 尿取りパッド | 20 円 |

- ※上記のほか、認知症対応型通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は自己負担となります。
- ※ご利用者の栄養摂取を目的としてではなく、嗜好に伴うメニューの変更がある場合には1食あたり 20 円の増額となります。
- ※介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金の全額をお支払いください。サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、保険者である市町村の窓口に提出しますと、差額の支払いを受けることができます。
- (2) 利用中止の場合の料金(消費税含む)

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記の料金がかかります。

| 利用日の前日17時までに連絡いただいた場合 | 無料 |
|-----------------------|------------|
| 利用日の前日17時までに連絡がなかった場合 | 昼食材料費 380円 |

(3) 支払方法

利用月の料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者に送付しますので、翌月25日までに、 原則として、口座自動引落しの方法でお支払いください。領収証を発行いたします。 *利用料に関する領収書の再発行はいたしません。ただし「利用料領収証明書」を発行いたします。 利用料領収証明書発行手数料 1回300円

5. デイサービスセンターの特徴と利用にあたっての留意事項

(1) 運営方針

〈安全・安心・ゆとりの川俣ホーム〉

- 1 川俣ホームは、利用者の主体性と自主性を尊重し、人間としての尊厳に根ざした介護を 進めます。
- 1 川俣ホームは、家族・地域社会との連携を密にし、暖かい家庭的環境を築きます。
- (2) 洗濯サービス

希望時は、入浴後の衣類を、洗濯・乾燥してお返しいたします。

- (3) サービス利用に当たっての留意事項
 - ①体調不良等によるサービスの中止・変更

以下の場合に、利用途中でもサービスの中止・変更をする場合があります。その際、緊急の場合を除き原則として家族の方に送迎をしていただくことになります。

- ・利用者が帰宅を希望した場合
- ・健康チェックの結果体調が不良の場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合、また、悪化が予想され継続利用が難しい場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・他の利用者に対して大きな迷惑となる行為があった場合
- ②金銭・貴重品の管理

原則的に自己管理となりますので、なるべく最小限にしてください。万が一紛失等の際、事業 所での責任は負いかねます

③所持品の持込み

すべてのものに記名してください。

④医療機関への受診

緊急の場合を除き、通院は原則として家族の方に送迎をしていただくことになります。

⑤設備・器具の利用

施設内の設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反した利用により破損 等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

⑥宗教活動、政治活動

当事業所内での他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

⑦喫煙·飲酒

施設内での飲酒・喫煙はできません。

- 8)その他
 - ・施設における行事の記念撮影および公開を実施しております。 ※写真撮影及び公開を希望されない場合には申し出て下さい
 - ・当施設では、職員および他の利用者の安全と尊厳を守るため、著しい迷惑行為や不当な要求、 暴言・暴力等のカスタマーハラスメントに対しては、必要に応じてサービス提供の見直し、契 約の解除、関係機関への通報等の対応を行う場合がございます。

(4) その他

| 事 項 | 有無 | 備考 |
|--------------------|----------|---|
| 時間延長・変更・追加の申し込みの可否 | 有 | 随時ご相談ください |
| 当事業所職員への研修の実施 | 有 | 職場研修定期開催と外部研修参加 |
| 外部評価 | + | 法人サービス評価事業 |
| クト市の計刊四 | 有 | 利用者満足度調査の実施 |
| 人権擁護・虐待の防止 | 有 | 従業者に対する研修の実施 |
| 身体拘束適正化の取り組み | 有 | 安全確保のため、やむを得ず行う場合は、家 族の了解を求め、契約書のとおり記録等を とります |

6. サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の15日前までに申し出下さい。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。 その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、 要支援2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

4)その他

以下の場合は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である ことが明らかになった場合
- ・利用者やご家族などが当事業者や当事業従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を 行った場合

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の事故、または利用者の容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、家族、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者、保険者等へ連絡いたします。

8. 非常災害対策

①非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホーム川俣ホーム消防計画」「川俣ホーム業務継続計画 (BCP)」に則り 対応を行います。

②消防訓練

有事に備えて毎月消防訓練を実施しております。

③防災設備

(内容材料・カーテン等は防炎加工)

| 設備名称 | 個数等 | 設備名称 | 個数等 | 設備名称 | 個数等 |
|---------|------|------------|------|---------|-----|
| 非常口 | 8ヶ所 | 防火扉 | 6ヶ所 | 非常階段 | 1ヶ所 |
| 消火器 | 29 本 | 消火散水栓 | 7ヶ所 | 漏電火災報知機 | 有 |
| スプリンクラー | 有 | 自動火災報知機 | 有 | 非常警報機 | 有 |
| 非常通報装置 | 5ヶ所 | 誘導灯および誘導標識 | 36ヶ所 | 非常電源設備 | 有 |

9. サービス内容に関する苦情 【対応日時 営業日の9:00~18:00】

①当センター利用者の苦情解決責任者 所長 成尾 恵

②当センター利用者の苦情担当 担当 伊藤洋子 佐藤みゆき

③川俣ホーム担当の苦情解決委員会第三者委員

佐藤常幸 (川俣町人権擁護委員) 電話 024-565-3165 遠藤貴美子 (川俣町人権擁護委員) 電話 090-4631-3551

④その他

当事業者以外に、保険者である市町村、国保連合会の相談・窓口(024 - 528 - 0040) または、社会福祉協議会の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

10. その他

- ①従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ②従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ③この他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人信達福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

11. 当事業所の概要

| 名称·法人種別 | 社会福祉法人 信達福祉会 | | |
|-----------|-------------------------------------|--|--|
| 代表者役職・氏名 | 理事長 星 祐一 | | |
| 本部住所・電話番号 | 福島県伊達市梁川町字東土橋 65-1 024 - 577 - 6688 | | |
| 定款の目的に定めた | 第一種社会福祉事業 ①特別養護老人ホーム | | |
| | 第二種社会福祉事業 ①老人短期入所事業 ②老人デイサービス事業 | | |
| 事業 | ③生活困難者に対する相談支援事業 | | |

| 認知症対応型通所介護の提供にな | あたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて | 重要な事項 |
|------------------|---------------------------|--------|
| を説明しました。 | | |
| | 事業者 川俣ホームデイサービスセンター | |
| | 所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2-1 | |
| | | |
| 説明者 職名 | 氏名 | 印 |
| | | |
| 私は、契約書および本書面により、 | 事業者から認知症対応型通所介護についての重要事項の | の説明を受け |
| ました。 | | |
| | | |
| 利用者 | 住所 | |
| | | |
| | 氏名 印 | |
| | | |
| 利用者の家族 | 住所 | |
| | | |
| | 氏名 印 分 | 続柄 |